

基本目標3 地域の中で自立し、安心して暮らせるためのサービスの充実

| 基本施策 | 施策の方向 |
|-----------------------------|---|
| 第1節 相談支援体制の強化 | (1) 重層的支援体制整備事業による他分野との連携促進 (2) 地域包括支援センターにおける総合相談機能の強化 |
| 第2節 地域課題・資源の把握、解決策の検討 | (1) 地域ケア会議の充実 (2) 生活支援体制整備の推進 |
| 第3節 在宅医療・介護連携の推進 | (1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援の強化 (2) 医療・介護の資源の把握及び情報提供の促進 (3) 在宅医療・介護の連携体制の強化 (4) 在宅医療・介護の課題の抽出・対応策の検討 (5) 切れ目のない在宅医療・介護供給体制の検討 (6) 医療・介護関係者の研修の充実 (7) 地域住民への普及啓発 |
| 第4節 認知症施策の推進 | (1) 認知症予防・早期受診の普及啓発の推進 (2) 地域における認知症高齢者の見守り体制の強化 (3) 認知症初期集中支援チームの推進 (4) 認知症地域支援推進員の活動促進 (5) 認知症カフェの充実 |
| 第5節 自立支援のためのサービス・生活環境の確保 | (1) 地域のニーズに応じた介護・福祉サービスの提供 (2) 安心して暮らせる住環境の確保 (3) サービス供給基盤の整備 |

第1節 相談支援体制の強化

地域共生社会の実現において基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、その中核をなす地域包括支援センターの相談支援機能の強化が求められています。

近年、地域包括支援センター等に寄せられる相談が複雑化・複合化し、高齢者分野のみでは解決が困難なケースも増えている中、障害福祉、児童福祉等の他分野における相談支援機関との連携や地域にあるさまざまな社会資源との連携を強化しながら、包括的な相談支援体制の構築を進めます。

現状と課題

- 本市では、地域包括ケアシステムの中核を担う機関として、各日常生活圏域に1か所ずつ、社会福祉法人や医療法人への委託により地域包括支援センターを設置し、各センターにおいて社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの資格を持った職員がそれぞれの専門性を活かしながら地域の相談・支援業務にあたっています。

平成27年度（2015）に、高齢者人口や地理的条件、交通条件などを考慮し、日常生活圏域を5か所から8か所に細分化し、桐生市全体で8か所（第5圏域についてはランチを設置）の地域包括支援センターを設置、令和3年度からは全世代からの相談に包括的に応じるための体制整備として、8か所すべての地域包括支援センターの人員配置を3職種3人から4人に増やし、相談支援体制の強化を図りました。令和4年度（2022）中に地域包括支援センターに寄せられた相談件数の合計は29,260件で、対象者が65歳未満の相談は1,408件でした。

近年、地域包括支援センターが受ける相談の中には、当該高齢者だけでなく、その子や孫など、周囲の人の問題を解決しなければ本人の問題を解決できないケースなど、地域包括支援センター単独では解決できない課題を持つ世帯が目立つようになってきました。

このような中、地域包括支援センターだけでなく、地域福祉や保健医療の多職種・多機関・多分野との、横断的かつ包括的な相談支援のしくみを確立することが求められています。

◆地域包括支援センター相談件数（令和4年度（2022））

| | | 合計（件） | 割合（％） |
|--------|-------------|--------|-------|
| 相談受付件数 | 電話 | 20,276 | 75.4 |
| | 来庁 | 1,016 | 3.8 |
| | 訪問 | 3,844 | 14.3 |
| | その他 | 1,743 | 6.5 |
| | 相談件数（計） | 26,879 | 100.0 |
| 相談内容件数 | 介護保険サービス関係 | 13,522 | 46.2 |
| | 介護予防事業関係 | 464 | 1.6 |
| | 高齢者福祉サービス関係 | 584 | 2.0 |
| | 医療関係 | 3,548 | 12.1 |
| | 施設入所関係 | 1,774 | 6.1 |
| | 権利擁護関係 | 875 | 3.0 |
| | 虐待関係 | 400 | 1.4 |
| | その他 | 8,093 | 27.7 |
| | 相談内容（計） | 29,260 | 100.0 |

施策の方向

（1）重層的支援体制整備事業による他分野との連携促進

8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、虐待など住民が抱える生きづらさやリスクの多様性が増し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市、地域包括支援センター、桐生市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー、その他地域の福祉、介護、保健、医療、教育にかかわる相談支援機関や関係団体など、地域に存在する多様な支援体同士の連携を促進し重層的支援体制を構築することで、包括的な相談支援のネットワークの強化を推進します。

（2）地域包括支援センターにおける総合相談機能の強化

8つの日常生活圏域にそれぞれ設置されている地域包括支援センターについて、地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援ネットワークの地域連携拠点としての機能及び各日常生活圏域における支え合いのしくみづくりの推進拠点としての機能の強化を図ります。

複合的な生活課題を抱える世帯の相談支援ニーズに適切に対応できる体制の確立に向け、8つの地域包括支援センターで対応している事例対応の共有や各種研修などを通じて職員のスキルアップを図るとともに、幅広い分野の専門職や専門機関との連携強化を図ります。

第2節 地域課題・資源の把握、解決策の検討

多様化する地域福祉のニーズに対応したサービスや支援制度を創出し、提供していくために、各地域における課題やニーズ、資源などを的確に把握し、課題解決につながるプロセスの確立を目指します。

現状と課題

- 地域包括支援センターでは、各関係機関相互の連携を強化できるよう、地域ネットワーク会議や市、地域包括支援センター、桐生市社会福祉協議会の担当職員による圏域別連絡会を定期的を開催し、「顔の見える関係」の構築を図っています。既存のデータや調査を分析したり、地域の老人会や町会役員、民生委員からの情報を収集するなど、圏域ごとに詳細な地区把握や地区診断が必要です。
- 各地域包括支援センターでは、高齢者等の自立した生活の継続や生活の質の向上に向け、多職種協働により多角的な視点から有効な支援方法などを検討する「自立支援型地域ケア会議」や同会議等を通じて顕在化した地域課題等について把握、分析等を行う「地域課題検討型地域ケア会議」などを定期的を開催することにより、各地域における課題解決力の向上を図っています。

自立支援型地域ケア会議については各地域包括支援センター（日常生活圏域）において1年に1回、地域課題検討型地域ケア会議については各地域包括支援センターにおいて2か月に1回開催しています。
- 本市では、桐生市社会福祉協議会への委託により生活支援体制整備事業を実施しています。

生活支援体制整備事業においては、各地域における課題の把握及びその解決策の検討、さらには地域における支え合いのしくみづくりを推進するために、2名の「生活支援コーディネーター」が市や地域包括支援センターと連携しながら、「地域支え合い推進協議体」の設置促進や運営支援などを行っています。

令和4年（2022）3月末時点において、市内6地区に第2層の協議体が設置済みとなっていますが、未設置地区も多くなっていることから、各地域の実情を勘案しながらその設置を促していくことが求められます。

○自立支援型地域ケア会議

自立支援型地域ケア会議は、多職種が協働して個別ケースの事例検討を行う会議です。地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交えて、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や地域で活動するケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントを支援するとともに、個別ケースの課題分析を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指しています。

○生活支援コーディネーター

本市では、地域の生活課題やその解決に資する既存資源（人材、サービス等）の把握・分析、新たな資源の創出、さらには地域の生活支援ニーズと資源のマッチングなどの業務を行い、地域における支え合いのしくみづくりやネットワーク構築の中核を担う人材として、桐生市社会福祉協議会への委託により2名の生活支援コーディネーターを配置しています。

○地域支え合い推進協議体

本市においては、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、事業所・商店など、地域のさまざま活動主体が定期的に集まって、地域の課題やその解決方法について話し合う場として、日常生活圏域や区（第2層区域）を単位に地域支え合い推進協議体の設置を進めており、令和4年（2022）3月末現在で、市内6つの第2層区域に協議体が設置されています。このほか、市全域（第1層区域）を活動対象とし、福祉・医療の実務経験者、民生委員・児童委員、学識経験者及び住民代表などを構成員とする第1層の協議体が設置されています。

施策の方向

（1）地域ケア会議の充実

地域包括支援センターが主催する地域ケア会議の充実を図り、高齢者の個別ケースの検討等を通じて、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の課題を把握し、関係機関や活動団体等と連携して課題解決に取り組む地域づくりを推進します。地域ケア会議で把握された課題については、地域における新たな生活支援サービスの創出やネットワークの構築に活かします。

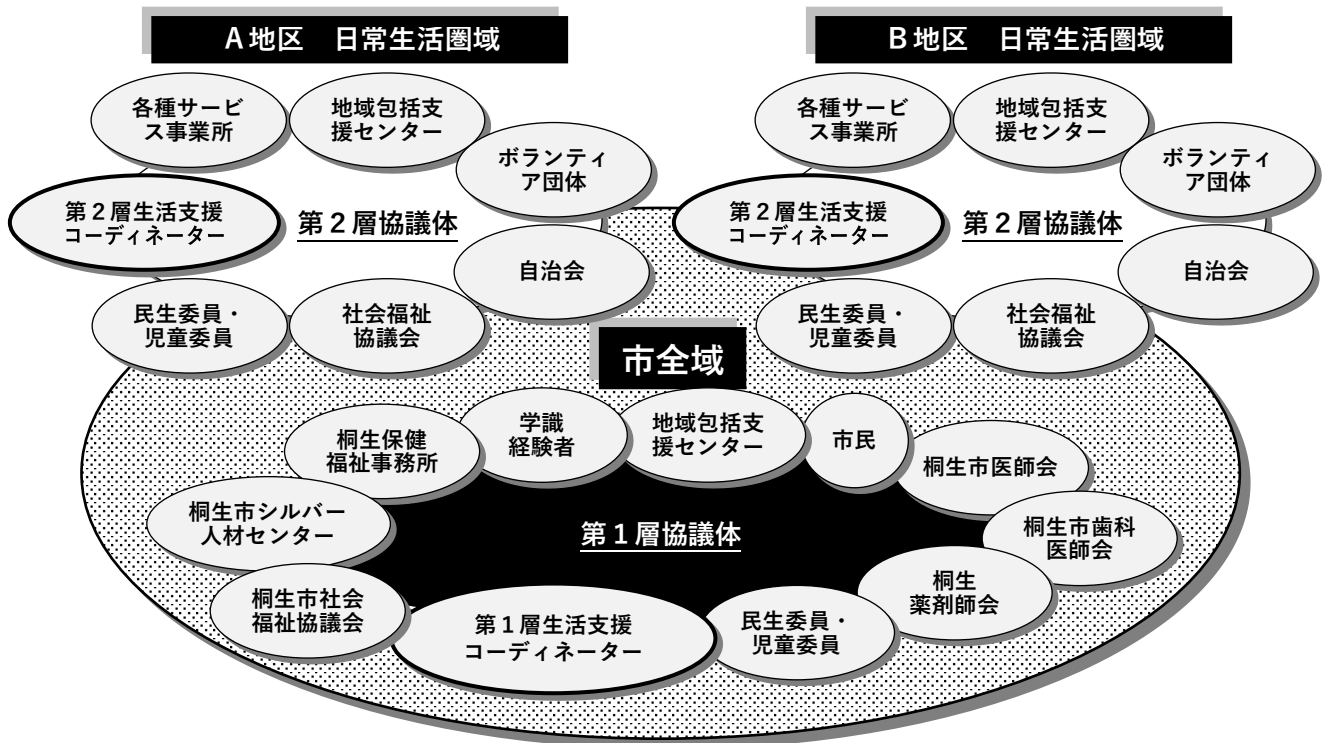
また、地域ケア会議への理解を地域の関係者間で共有するために、その意義や役割についての周知を徹底します。

(2) 生活支援体制整備の推進

生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの連携、協働による地域づくり支援の体制を強化する中で、住民主体による第2層地域支え合い推進協議体の活動を活発化するとともに、協議体の未設置地区においては、適宜勉強会や説明会などを開催しながら、その設置を促進します。

また、協議体と地域ケア会議を連動させる手順を確立することにより、地域における支え合いのしくみづくりを推進します。

<地域支え合い推進協議体のイメージ図>



第3節 在宅医療・介護連携の推進

高齢化が急速に進む中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制の確立を目指します。

現状と課題

- 医療・介護に関する課題の抽出や地域資源の把握に努め、令和2年度(2020)に、医療・介護の地域資源に関する情報を集約したホームページサイト「医療と介護のお助けマップ」を作成し、定期的に更新作業を行い最新の情報を提供しています。
- 医療と介護の連携に関する「情報交換会」や多職種合同の研修会等を通じて、医療、介護の関係多職種間の問題意識の共有を図っています。
- 桐生市医師会と介護支援専門員が合同開催する研修会等を通じ、顔の見える関係づくりを行うことで多職種連携の促進を図っています。
- 平成29年度(2017)に策定した「退院調整ルールの手引き」について、アンケート調査や情報交換会を実施し、効果的な運用の周知と病院と介護支援専門員の情報連携の円滑化を図っています。

◆在宅介護実態調査結果より

・訪問診療の利用の有無

| | |
|-----------|-------|
| 「利用している」 | 12.5% |
| 「利用していない」 | 86.2% |
| 「無回答」 | 1.3% |

在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、約1割の人が訪問診療を利用している状況であり、高齢者人口の増加に伴い、訪問診療のニーズも高まることが予測されます。

○退院調整ルールの手引き

退院調整ルールは、患者が退院する際に、必要な介護サービスを切れ目なく受けられるよう、桐生市・みどり市内の病院とケアマネジャーが、患者が入院した時から情報を共有し、退院に向けて、カンファレンスやサービス調整などを行うための連携の仕組みです。

施策の方向

次のア～クの8項目の取組をベースに、市と医師会等の関係機関との連携により(1)～(7)の施策の推進に取り組みます。

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- エ 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- オ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 関係市区町村の連携

(1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援の強化

市内の医療・介護の関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談の窓口を「在宅医療介護連携センターきりゅう」に設置し、患者、利用者又は家族のニーズを踏まえた関係者間の連携調整を行います。

○在宅医療介護連携センターきりゅう

平成28年(2016)4月より桐生市医師会への事業委託により「在宅医療介護連携センターきりゅう」を設置しています。看護師、社会福祉士、介護福祉士が「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症総合支援事業」を地域で推進します。

(2) 医療・介護の資源の把握及び情報提供の促進

市内の医療・介護に関する資源を把握し、医療と介護のお助けマップとしてホームページに掲載、在宅での療養に関する情報提供を計画的に進め、市民への情報提供を促進します。

(3) 在宅医療・介護の連携体制の強化

地域包括支援センターや介護支援専門員、かかりつけ医との連携を強化するために、在宅医療・介護連携に関する研修会や事例検討会を桐生市医師会、桐生市歯科医師会、桐生市薬剤師会などの関係団体との連携により実施します。

また、『地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針』において、医療及び介護の連携強化、地域の創意工夫を生かせる柔軟な仕組みを目指すことなどを踏まえ、医療、介護の役割、地域の構成員としての住民も含めた連携やこの地域での医療介護についての理解を深めることができるよう努めます。

○地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針

医療介護総合確保推進法に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項や都道府県介護保険事業支援計画等との整合性、公平性及び透明性の確保について示したものです。

(4) 在宅医療・介護の課題の抽出・対応策の検討

医療・介護・福祉サービスの供給にかかわる地域資源の把握と医療・介護関係者間での情報共有を促進し、連携機会の積み重ねの中で、現状の取り組みの課題抽出や対応策を検討し当該資源の有効活用を図ります。

(5) 切れ目のない在宅医療・介護供給体制の検討

疾病を抱える高齢者が住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるようにするためには、地域の医療機関が連携して、在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識して、桐生市における在宅医療・介護供給体制のあり方について検討を行います。

(6) 医療・介護関係者の研修の充実

医療分野と介護分野の各専門知識への相互理解を深めるために、職種の枠を越えたグループワーク等を盛り込んだ研修の充実を図ります。

(7) 地域住民への普及啓発

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、医療・介護サービスの利用者である地域住民には限られた資源を効率的かつ効果的に利用する視点や、本人が望む医療やケアを考える機会を持つことが必要であることから、地域住民を対象とした「アドバンス・ケア・プランニング」の普及啓発や医療・介護に関する情報発信を行います。

○アドバンス・ケア・プランニング

人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて、患者本人と家族などの身近な人、医療従事者などが事前に繰り返し話し合う取り組みのことで。

第4節 認知症施策の推進

全国における認知症高齢者の数は年々増加し、令和7年（2025）には700万人を超え、高齢者約5人に1人の割合に達するものと予測されています。

平成27年1月に厚生労働省が関係府省庁と共同して策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に基づき、本市でも認知症施策を推進してきました。

令和5年6月には、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができるように、国や自治体が一体となって認知症施策に取り組んでいくことが定められています。

今後、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえ、認知症の人を含めた市民一人ひとりが共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

現状と課題

- 認知症サポーターは、認知症に対する正しい知識について学び、地域の中で認知症の人の良き理解者となり、見守り等を行います。

認知症サポーター養成講座は、小中学校、郵便局、銀行、調剤薬局及び町会などで実施しています。地域全体で認知症高齢者とその家族を支援する体制を強化していく必要があります。

また、認知症の人が自らの意見を発信する機会を設けるなど、本人の意向に寄り添った地域づくりの取組を展開していくことが求められます。

◆認知症サポーターの養成人数の推移

| | 平成30年度 (2018) | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) |
|---------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 養成人数（人） | 1,456 | 1,319 | 275 | 828 | 706 |

※令和2年度（2020）以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた実績となっています。

- 一般介護予防事業において、65歳以上の高齢者を対象に、「脳いきいき教室」（認知機能低下予防プログラム）を開催しています。認知症予防の普及や早期発見・早期受診の重要性についての啓発活動を行っています。

- 本市では、地域の関係機関相互の連携により徘徊高齢者を早期に発見し、保護するための取組として、平成24年度（2012）から「桐生市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業」を実施しています。この事業では、徘徊するおそれのある高齢者に関する情報や事業に協力してもらえる団体等を事前に登録しておき、その情報やネットワークを徘徊高齢者の早期発見に活かしています。今後、このネットワークをさらに広めることによって、認知症高齢者とその家族を地域全体で支える体制をさらに強化していくことが求められます。

また、徘徊のみられる認知症高齢者を在宅で介護する家族に対し、その高齢者の位置情報を提供する端末機器等を利用できるよう支援する徘徊高齢者探索システム助成事業や、QRコードを読み取ることで家族に発見通知が届きチャットでやり取りすることができる認知症高齢者等見守りシール交付事業を実施しています。今後、徘徊高齢者探索システム助成事業の対象機器の拡充を検討していきます。

認知症バリアフリーの推進に向けて、認知症の人やその家族のニーズを認知症サポーターが中心となって、適切な支援へとつなげるしくみ、「チームオレンジ」を各地域に展開していくことなどが課題となっています。

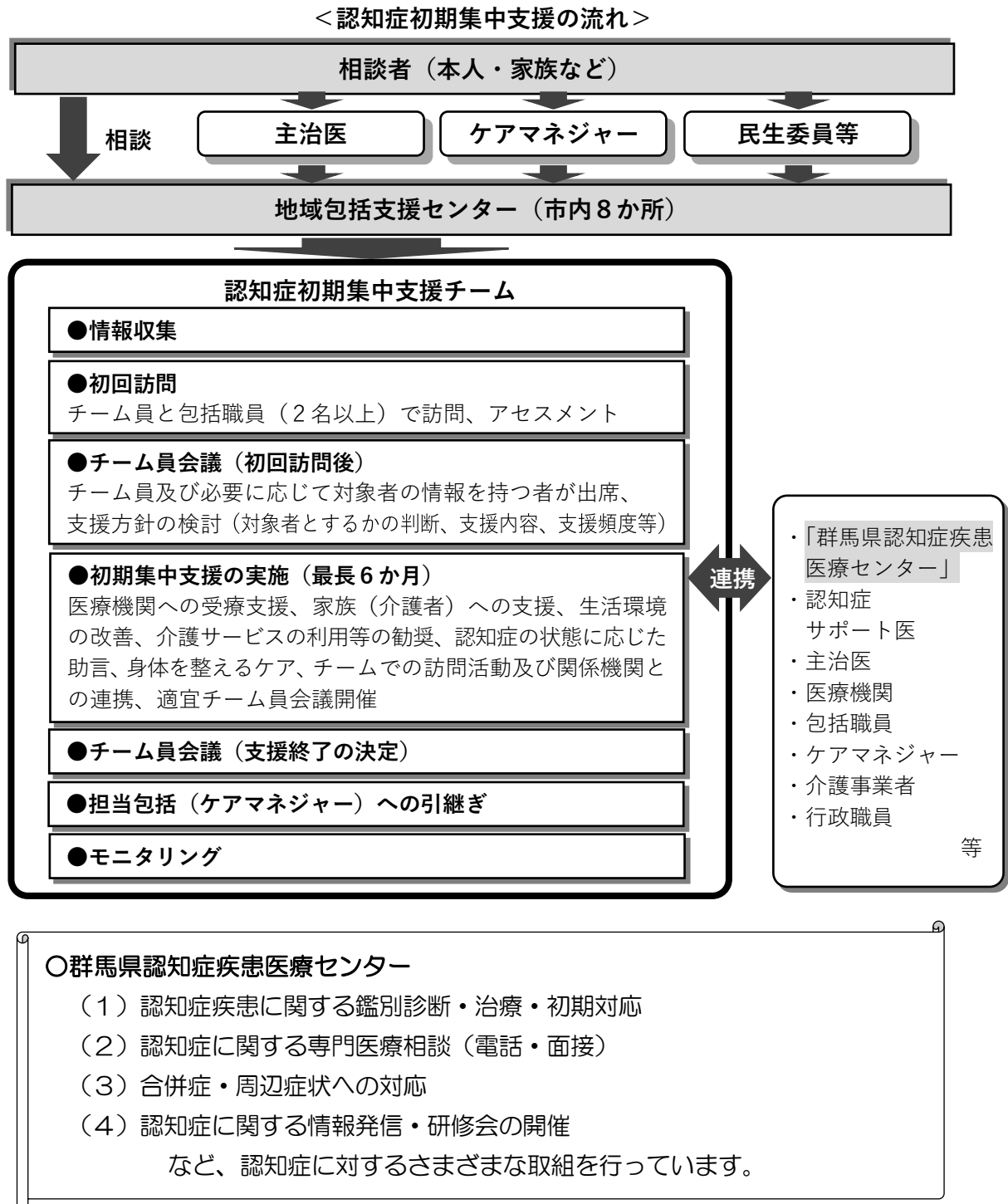
◆桐生市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業

| | 平成30年度 (2018) | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) |
|------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事前登録者数（人） | 349 | 384 | 405 | 439 | 459 |
| 協力団体登録数（件） | 138 | 168 | 172 | 172 | 183 |

○チームオレンジ

チームオレンジとは、地域における認知症の人やその家族と、認知症サポーターや地域の支援者をつなぐ仕組みであり、認知症施策推進大綱により令和7年（2025年）までに全市町村に整備することとされています。

- 認知症高齢者等見守りSOSネットワークでは、徘徊のおそれがある認知症高齢者の早期発見・保護する仕組みづくりとして、桐生ふれあいメールの自動配信を行っています。認知症高齢者とその家族を支援するさまざまな制度の周知の強化を行う必要があります。
- 本市では、平成28年（2016）9月より、認知症サポート医や認知症の専門知識を有する保健師等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」を桐生市医師会への事業委託により設置しています。
認知症初期集中支援チームは、本人、家族への集中的な支援が必要と考えられるケースについて、訪問・観察・評価や認知症に関する情報の提供、さらには心理的サポートや助言等を行う中で、早期に専門的医療機関の受診や自立した生活のサポートにつながるよう短期集中的に支援を行っています。なお、認知症初期集中支援チームは、若年性認知症患者も支援の対象としています。



- 本市では、平成29年度（2017）から、桐生市医師会への委託により「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症にかかわる医療・介護等の支援ネットワークの構築、関係機関等における認知症への対応力向上の支援及び認知症初期集中支援チームとの連携による相談支援の充実など、認知症高齢者のケア向上を図るための基盤づくりを推進しています。

今後、これらの取組をさらに推進するとともに、チームオレンジの取り組みや地域の通いの場への支援など、認知症の人を地域全体で支えるしくみを強化していくことが求められます。

- 本市では、認知症高齢者やその家族、地域の住民、さらには医療・介護職その他認知症に関する相談対応を担うことができる専門職が交流し、情報交換や相互理解を深める通いの場を充実させるために、「認知症カフェ」の登録制度を実施しています。令和5年（2023）9月30日現在で、市内に14のカフェが登録されています。

◆認知症カフェの所在地

| 圏域 | カフェ名称 | 所在地 | 連絡先 |
|------|---------------------------|--------------------------------------|--------------|
| 第1圏域 | プライマリーカフェ | 本町6丁目27-1 (プライマリービル) | 0277-65-6590 |
| 第2圏域 | つつみんカフェ | 堤町2-11-3 (看護小規模多機能型居宅介護 みんなの家つつみ) | 0277-43-4811 |
| | カフェ サンクス わたらせ | 元宿町2115-1 (サンシャイン わたらせ内) | 0277-46-7811 |
| 第3圏域 | 仲町カフェ | 仲町1丁目6番16号 (グループホームポピーとなり) | 0277-47-5233 |
| | カフェ サンクス ひがし | 東3-1-5 (安心館 ひがし内) | 0277-32-6061 |
| 第4圏域 | なかよしカフェ | 境野町2-612-4 (境野公民館) | 0277-43-9493 |
| | けやき | 広沢町6-332-1 (ハーモニー広沢内) | 0277-53-1120 |
| 第5圏域 | カフェ サンクス かわうち | 川内町1-322-6 (安心館 かわうち内) | 0277-65-5730 |
| | コミュニティ・カフェ リバー5 (ファイブ) | 川内町5-22-1 (ふれあい苑そば) | 0277-40-3330 |
| 第6圏域 | カフェ パライソ | 新里町鶴ヶ谷257-8 | 0277-46-8228 |
| 第7圏域 | Green (グリーン) カフェ | 相生町3丁目172-9 (篠原クリニック向かい) | 0277-70-6061 |
| | カフェ サンクス あいおい | 相生町4-33-4 (サンシャイン あいおい内) | 0277-46-7627 |
| 第8圏域 | 広沢カフェ | 広沢町2丁目3330 (桜木公民館向かい) | 0277-52-5188 |
| | カフェ サンクス ひろさわ | 広沢町1-2566-1 (安心館 ひろさわ内) | 0277-46-9820 |

施策の方向

(1) 認知症予防・早期受診の普及啓発の推進

65歳以上の高齢者を対象とする認知機能低下予防プログラム「脳いきいき教室」の開催や認知症に関する情報やセルフチェックツール等が掲載された「認知症ケアパス」の配布などを通じて、認知症予防及び早期受診の普及啓発を図ります。

(2) 地域における認知症高齢者の見守り体制の強化

認知症サポーターの養成その他認知症に関する広報・啓発活動、認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業の推進及び桐生市社会福祉協議会における見守り支援活動との連携などを通じて、地域における認知症高齢者の見守り体制を強化します。

認知症サポーター養成講座では、通常の講座に加え、すでに講座を修了している人(認知症サポーター)を対象に「ステップアップ講座」を実施することより、認知症高齢者やその家族を地域ぐるみで見守り、支える人的基盤の強化を図ります。

さらには、ステップアップ講座を修了した認知症サポーターがその地域における主体となって、認知症の人やその家族をそれぞれのニーズに応じた適切な支援へとつなげるしくみ、「チームオレンジ」を各地域において展開できるようその体制づくりを推進します。

(3) 認知症初期集中支援チームの推進

認知症初期集中支援チームによる初期段階での集中的介入を通じて、認知症の人の早期受診や自立した生活のサポートを推進します。

地域包括支援センター、認知症地域支援推進員及び認知症疾患医療センターなどとの緊密な連携により、認知症初期集中支援チームの効果的活動を推進します。

(4) 認知症地域支援推進員の活動促進

桐生市医師会への委託により配置している認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護等の支援ネットワークの強化、各関係機関等における対応力向上及び相談支援体制の強化など、認知症高齢者のケア向上に向けた基盤づくりを推進します。

認知症地域支援推進員と地域包括支援センター、さらには地域の住民や事業者との緊密な連携のもと、認知症の人とその家族を地域全体で見守り、支えるしくみの確立を目指します。

(5) 認知症カフェの充実

認知症高齢者やその家族、地域の住民、さらには医療・介護職等の多様な専門職が交流し、情報交換や相互理解を深め、相談を交わすことのできる通いの場として認知症カフェの設置促進及び機能強化を図ります。

第5節 自立支援のためのサービス・生活環境の確保

高齢者の生活課題やニーズが多様化する中、一人ひとりの高齢者がそれぞれの暮らす地域で自立した生活を送っていく上での課題やニーズに的確に対応できる支援の基盤や居住環境を創造することが求められています。

そこで、介護保険制度や高齢者福祉行政の枠にとどまらず、地域で暮らし、活動するさまざまな個人、法人、団体等の連携のもと、個々の状況に応じた柔軟かつ多様な支援を提供できる体制・しくみの確立を目指します。

また、介護保険事業においては、後期高齢者の増加に伴う要介護者の増加やそれに伴う介護人材の不足などを見据えた適切なサービス基盤の整備や適正なサービス利用を推進します。

現状と課題

- 本市では、高齢者の多様なニーズに対応するために、介護保険サービスだけでなく、さまざまな高齢者福祉サービスを提供しています。各サービスの内容の周知については、広報きりゅう、ホームページ等の媒体や「生き生き市役所出前講座」の機会を活用するとともに、サービスの利用要件等を記載した「在宅高齢者福祉ガイド」を作成し、地域包括支援センター、民生委員・児童委員及び介護支援事業所などを通じて配布しています。
各サービスの利用にかかわる相談及び申請の受付は、市役所、支所及び地域包括支援センターなどで行っています。
- 令和4年度（2022）に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」その他アンケート調査では、「介護保険サービスの充実」のほかに、「ひとり暮らし高齢者等の見守り・外出支援の充実」、「家族介護者等の負担軽減」などの施策の充実を求める意見が多く寄せられました。
また、在宅高齢者向けの支援においては、「外出時の同行・移送サービス」の充実を求める意見が多く寄せられました。
- 高齢者の外出時の移動手段については、令和5年12月策定の交通ビジョンにおいて、「高齢者や障害者などが日常生活を営む上で必要な移動手段の確保」「運転免許を返納しても移動しやすい公共交通サービスの提供」「健康づくりや交流機会の確保に向けた交通環境の整備」を桐生市の交通課題一取り組みべきこととして掲げております。
現在、徒歩・自転車のほか、自分の運転する自動車や家族による送迎などを利用している人が多くなっていますが、後期高齢者の増加に伴い、運転免許返納者など、自分の運転により外出することのできない人が増えている中で、バス、鉄道、タクシー、福祉有償運送などへの潜在的ニーズが高まっているものと考えられます。
今後、後期高齢者のさらなる増加が見込まれる中、バス、タクシー、福祉有償運送など、運輸事業者等が提供する既存の移動手段の利用促進とあわせて、地域の実情に合わ

せた見直しに取り組むとともに、地域が主体となり、地域互助による送迎のしくみづくりなど、既存交通システムを補完する新たな地域内交通の検討を進めていきます。

◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より

・重要だと思う高齢者施策（上位3項目）

- ①介護保険サービスの充実46.2%
- ②家族介護者等の負担軽減40.3%
- ③高齢者等の見守りや生活・外出支援サービス（介護保険サービス以外）の充実..33.3%

◆介護支援専門員アンケート調査結果より

・重要だと思う高齢者施策（上位3項目）

- ①高齢者等の見守りや生活・外出支援サービス（介護保険サービス以外）の充実..84.9%
- ②近隣住民同士の支え合い、助け合いのしくみづくり39.6%
- ③認知症にかかわる施策・支援の充実32.1%

高齢者本人は、「介護保険サービスの充実」や「家族介護者等の負担軽減」が上位に挙げられている一方で、介護支援専門員では、見守りや介護保険サービス以外の充実、地域の支え合いのしくみづくりが重要であると考えられています。それぞれの立場により異なる傾向がみられることから、ニーズや現状を把握しながら、高齢者施策を進める必要があります。

◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より

・在宅高齢者向けの支援のうち特に必要と思うもの（上位3項目）

- ①外出時の送迎・移動支援47.3%
- ②栄養への配慮が行き届いた食事を定期的に自宅へ届ける支援44.4%
- ③緊急時の救急通報システムの利用支援.....36.4%

◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より

・通院場所への移動手段（上位3位／一般高齢者）

- ①自動車（自分で運転）65.7%
- ②家族・知人等による送迎15.0%
- ③徒歩.....12.6%

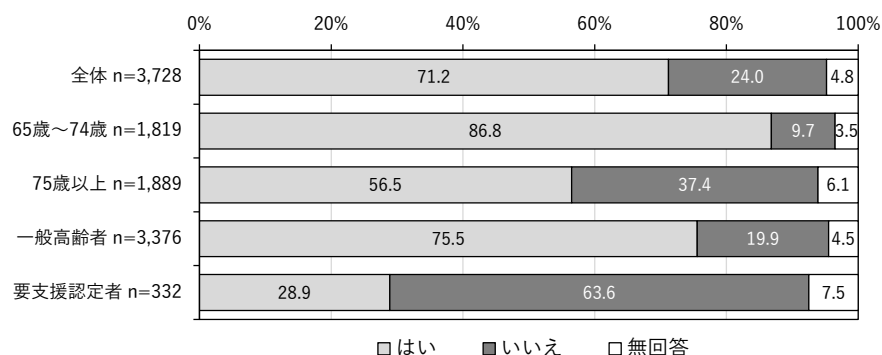
・通院場所への移動手段（上位3位／要支援認定者）

- ①家族・知人等による送迎46.9%
- ②自動車（自分で運転）26.9%
- ③タクシー13.3%

在宅高齢者への支援として、「外出時の送迎・移動支援」が上位に挙げられています。通院場所への移動手段は、一般高齢者と要支援認定者では異なる移動手段を選択されている傾向がみられることから、状態に応じた移動支援が求められています。

◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より

・自分の運転で外出するか



65歳以上の人全体では、自分の運転で外出する人が71.2%、しない人が24.0%となっています。年齢別に見ると、65歳～74歳では、運転しない人の割合が9.7%であるのに対し、75歳以上では、その割合は37.4%となります。

状態別に見ると、一般高齢者（要支援・要介護認定等を受けていない人）では、運転しない人の割合が19.9%であるのに対し、要支援認定者では、その割合は63.6%となります。

- 各地域における移動手段確保にかかわる取組については、いくつかの地域で、「おりひめバス体験乗車」などの啓発イベントが地域包括支援センターや地域住民の主催により実施されています。また、地域支え合い推進協議体において地域互助による移動支援のあり方を検討し、その成果として、地域の住民や事業者などの連携、協働による買い物支援の取組を試行的に実施している地域もあります。

- 公共交通利用者が少ないなど路線バスの機能が十分に発揮できない地域には、より少量かつ多様な需要にも対応できる、民間タクシーの活用が有効です。

市内タクシー事業者と話し合いながら共存を図る中で、地域の移動ニーズに合った適材適所の手段を検討し、民間タクシーなどを活用した新たな移動の仕組みについて検討します。

- 市では、介護保険制度に位置づけられている住宅改修サービスのほかに、「高齢者住宅改造補助助成事業」を実施し、住宅のバリアフリー化による住環境の改善を支援しています。

また、相生町五丁目団地及びび間ノ島団地の計50戸を対象に高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング）を実施し、生活支援相談員による見守り等を提供しています。

在宅での生活が困難となった高齢者については、地域包括支援センターにおける相談等を通じて、特別養護老人ホーム等の介護保険施設や有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、さらには「養護老人ホーム」や「生活支援ハウス」など、個々の高齢者の状況にあった住まいに関する情報提供や住み替えの支援等を適宜行っています。

◆高齢者住宅改造補修助成事業の利用者数の推移

| | 平成30年度 (2018) | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) |
|---------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 利用者数(人) | 13 | 15 | 16 | 17 | 6 |

◆養護老人ホームの措置者数の推移

| | 平成30年度 (2018) | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) |
|---------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 措置者数(人) | 136 | 134 | 128 | 116 | 112 |

◆生活支援ハウスの入居者数の推移

| | 平成30年度 (2018) | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) |
|---------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 入居者数(人) | 7 | 8 | 8 | 9 | 8 |

◆有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の現状

| | か所 | 定員/戸数 | 入居者数 |
|---------------|----|-------|------|
| 住宅型有料老人ホーム | 32 | 874 | 713 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 7 | 189 | 184 |

※令和5年(2023)7月1日現在

○高齢者住宅改造補修助成事業

60歳以上の高齢者のみが居住する家屋のバリアフリー化を支援するために、床の段差解消、トイレの洋式化、手すりの取り付けなどに要する経費に6分の5を乗じた金額(上限20万円)を市が補助しています。

○養護老人ホーム

65歳以上で、身体・精神又は環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を入所させ、食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供することにより養護を行う施設です。

○生活支援ハウス

60歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人及び家族による援助を受けることが困難な人であって、高齢などのため独立して生活することに不安のある人が、安心して健康で明るい生活を送れるように、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供するところです。

- 厳しい社会経済情勢等を背景に、住まいに困窮する高齢者の居住の安定を確保するために、平成29年(2017)10月から「住宅セーフティネット制度」が開始され、「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や住宅確保要配慮者の入居円滑化等が支援されています。

○住宅確保要配慮者

高齢者や障害者、低額所得者等の住宅の確保に特に配慮を要する者を指します。

- 近年、全国的に高齢者の自転車や自動車の事故が増加しており、事故原因として身体機能の低下や認知症状等による判断ミスや操作ミスが挙げられています。今後、運転免許証を保有する世代が後期高齢を迎える中、高齢者ドライバーの事故防止に向けた取組がより一層重要になっていくものと考えられます。

本市では、現在、運転免許証を自主返納した人に対して、1年間のおりひめバス無料乗車券等の交付、電動アシスト自転車等の購入補助、運転経歴証明書交付手数料の助成（桐生市在住の65歳以上の人）などの支援を行っています。

- 高齢者が暮らしやすい環境を整備するためには、住まいの改善だけでなく、道路空間も含めた生活環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくり、駅やバス停などの公共交通の利用環境の向上など、施策を総合的に推進することが求められています。

- 団塊の世代が75歳以上になることによる後期高齢者の増加で、これに伴う要支援・要介護認定者の増加、さらには介護保険サービスの利用や保険給付費のさらなる増加が見込まれる中、介護人材の確保等の課題に留意しながら、適切なサービス基盤の整備及び適正なサービス利用の促進を図っていくことが求められます。

- 介護保険制度が始まった平成12年度（2000）と令和4年度（2022）の実績を比較すると、桐生市における介護保険サービスにかかわる総給付費は3.6倍、要介護認定者数は2.9倍となっています。

- 第8期桐生市介護保険事業計画における施設整備については、要介護認定者数の推移や群馬県との調整から、増床等は行っておりません。しかしながら、桐生市における要支援・要介護認定者の中では、「要介護1～2」の認定者数は増加傾向であるとともに、特別養護老人ホームに入所できる人は、平成27年度より原則として「要介護3」以上となっていることから、その受け皿となる部分について施設整備等の検討が必要です。

◆介護支援専門員調査結果より

・不足していると感じるサービス（上位5項目）

| | |
|------------------------|-------|
| ①訪問介護..... | 41.7% |
| ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護..... | 38.9% |
| ③夜間対応型訪問介護..... | 36.1% |
| ④（介護予防）短期入所生活介護..... | 27.8% |
| ⑤訪問型サービスD（移動支援）..... | 27.8% |

今後、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者も増加し、ニーズも多様化していくことが予測されることから、地域において不足しているサービスを把握しながら、計画的に整備を進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 地域のニーズに応じた介護・福祉サービスの提供

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査など令和4年度（2022）に実施した各種アンケート調査や地域ケア会議、地域支え合い推進協議体などを通じて把握した地域のニーズを踏まえ、適宜事業のスクラップアンドビルドを行いながら、効果的なサービス体系の確立を図ります。

在宅高齢者向けのサービスにおいて、全国的にも課題となっている高齢者の移動手段の確保については、バス、タクシー、福祉有償運送など、運輸事業者等が提供する既存の移動手段の利用促進とあわせて、地域互助による移動支援の仕組みづくりも含め、桐生市交通ビジョンを土台とした効果的な施策や制度、各地域の実情に応じた支援基盤の構築を目指します。

介護保険事業においては、介護人材の適正配置など、サービス供給基盤のあり方等に十分に留意しながら、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの充実など、適切なサービス利用の促進を図ります。

(2) 安心して暮らせる住環境の確保

高齢者が安心して暮らし続けられる住まいを確保するために、住宅のバリアフリー化への支援、養護老人ホームへの適切な入所措置及び生活支援ハウスを活用した住まいの提供などを引き続き行います。また、高齢者向けの住まいとして市内に整備されている民設民営の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅についても、県が公表する施設情報を常に把握する中で、在宅生活の継続が困難となった高齢者等に対してそれぞれのニーズに応じた情報提供を行います。

また、買い物・通院等に用いる移動手段の確保を含め、バリアフリーや生活利便性に配慮したまちづくりを推進する中で、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の人が共生できる住環境の創出を目指します。

◆養護老人ホーム及び生活支援ハウスの利用者数の見込み

| 区分 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 養護老人ホーム | 120 | 120 | 120 |
| 生活支援ハウス | 10 | 10 | 10 |

(3) サービス供給基盤の整備

介護保険サービスの利用状況の推移及び特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいの現況などを総合的に勘案し、計画的な施設整備等を推進します。